

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

平成21年 5 月15日

金 曜 日

第 3029 号

目 次

告 示

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ○土地区画整理事業の終了認可 | 1 |
| ○土地改良事業計画変更に関する適否決定及び書類の縦覧 | 2 |
| ○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出 | |

公 告

- | | |
|--------------------|---|
| ○平成21年度調理師試験の実施 | 3 |
| ○特定非営利活動法人の設立認証の申請 | 4 |

告 示

富山県告示第287号

土地区画整理事業の終了認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第13条第 1 項の規定により魚津市住吉土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 5 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 土地区画整理事業の名称
魚津市住吉土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
株式会社ビルト 富山市水橋市田袋268番地 6
- 3 事業施行期間
平成20年 6 月27日から平成22年 3 月31日まで
- 4 施行地区
魚津市三ヶ字東川原田及び住吉字西川原の各一部
- 5 施行認可の年月日

平成20年 6 月27日

6 終了の認可の年月日

平成21年 5 月15日

富山県告示第288号

土地改良事業計画変更に関する適否決定及び書類の縦覧について

氷見市土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成21年 4 月24日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年 5 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
土地改良事業変更計画書の写し
定款の写し
- 2 縦覧の期間
平成21年 5 月15日から
平成21年 6 月12日まで
- 3 縦覧の場所
氷見市役所

富山県告示第289号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112条第 1 項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第 5 条第 2 項に規定する指定漁船調書は、富山県

農林水産部水産漁港課及び下新川郡入善町芦崎 338番地、入善漁業協同組合において平成21年 5 月15日から平成21年 5 月29日まで縦覧に供する。

平成21年 5 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加 入 区	その他
浜瀬 又兵衛 下新川郡入善町八幡 303番地	入善加入区 下新川郡入善町 一円の区域	入善漁業協同組合に対し、 漁船損害等補償法第 113条 第 1 項の申出をする。
東原 宝一 下新川郡入善町吉原 東99番地		

公 告

平成21年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、平成21年度調理師試験を次のとおり実施するので、富山県調理師法施行規則（昭和34年富山県規則第36号）第 3 条の規定により公示する。

平成21年 5 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

日時

平成21年 8 月20日（木） 午前 9 時30分から

場所

富山市新総曲輪 2 番21号 富山県農協会館

2 受験手続

受験申込書を平成21年 6 月11日（木）から同月24日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時までに、住所地が県内にある受験者にとっては当該住所を管轄する厚生センター、厚生センター支所又は富山市保健所へ、住所地が県外にある受験者にとっては富山県厚生部生活衛生課へ提出すること。

提出方法は、原則として持参によるものとする。ただし、住所地が県外にある受験者は、郵送によることも可能とする。なお、郵送による場合は、同月24日（水）までの消印のあるものに限る。

3 その他

詳細については、県内の最寄りの厚生センター、厚生センター支所若しくは富山市保健所又は富山県厚生部生活衛生課（電話 076-444-3230）に問い合わせること。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成21年 5 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年 4 月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人利賀飛翔の会

3 代表者の氏名

中西 邦康

4 主たる事務所の所在地

富山県南砺市利賀村阿別当201番地

5 定款に記載された目的

この法人は、五箇山の自然環境に対する理解促進と保全整備及びその解説に関する事業を行い、自然保護と啓蒙活動に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非

営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり
公告する。

平成21年 5 月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成21年 4 月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ニューグレープの会

3 代表者の氏名

平 三津子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市下富居一丁目17番15-302号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の生活者に対して、戦時中に多くのユダヤ人の命を救った杉原千畝の業績に関する一人芝居や講演会の開催を通して、人類愛の尊さを学ぶ機会を提供する事業を行うことにより、参加者の視野を広め、柔軟で豊かな人間関係の形成を図るとともに、子供たちの健全育成にも寄与することを目的とする。